

磐梯町農業委員会 11月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和5年11月20日（月）午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

16名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 佐藤 栄祐 2番 板橋 恵 4番 金田 未樹

5番 田中 茂 6番 本多 孝幸 7番 山口 芳徳

8番 鈴木 康正 9番 鈴木 勇一

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 2番 鈴木 賢昭 3番 加藤 正己

4番 田部 忠一

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 3番 川井 信之 10番 前田 諭志

農地利用最適化推進委員 なし

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第10号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 10 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 4 番 金田未樹 委員

議席 5 番 田中 茂 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 10 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 5 年 11 月 20 日提出。

1 番でございます。利用権設定する農用地は、大字〇〇字〇〇 56 番外 1 筆 田 農振農用地 2 筆面積合計は 5, 991 m² 新規設定、利用権設定をする者（所有者）は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者（耕作者）は〇〇の〇〇〇〇氏です。利用目的は田、期間は 10 年、10 アール当り賃借料は 10, 000 円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

異議なし多数のため、議案第 10 号 農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借） 1 番について承認されました。

議長

2 番から 4 番について、板橋 恵 委員の関連なので退席を求めます。

(板橋 恵 委員 退席)

続いて、2番から4番について、事務局に説明を求めます。

事務局

2番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇7番外4筆 田 農振農用地 5筆面積合計は10,494㎡ 新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は10年、10アール当り賃借料は10,000円です。

次に3番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇34番外3筆 田 農振農用地で一部農振農用地外 4筆面積合計は5,091㎡ 新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は10年、10アール当り賃借料は10,000円です。

最後に4番です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇44番 田 農振農用地 面積は2,198㎡ 新規設定、利用権設定をする者(所有者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者(耕作者)は〇〇の〇〇〇〇氏、利用目的は畑、期間は10年、10アール当り賃借料は10,000円です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりましたが、質問、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

この議案について異議がないものと認め、議案第10号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借) 2番から4番について承認することに決定いたします。

板橋 恵 委員に着席を求めます。

(板橋 恵 委員 着席)

議長

日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局に説明を求めます。

事務局

日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める、令和5年11月20日提出。

農地の所在でございますが、大字〇〇字〇〇69番、地目は畑、農振は白地、面積は243㎡、権利種別が3条有償移転でございます。譲渡人が〇〇の〇〇〇〇氏、譲受人が〇〇の〇〇〇〇氏です。

次に、タブレットをご覧ください。許可申請書が10月10日に提出されておりまして、今回の譲渡人と譲受人から、今回の所有権の有償移転の申請ということであります。所在

地番についても先ほど申し上げたとおりでございます。対価でございますが、243㎡の1筆〇〇〇〇〇〇円で、10アールあたりにすると〇〇〇〇〇円となります。権利設定は、所有権移転の売買です。次のページから、様式に基づいて記載をいただいております、作付予定もソバを予定しているということでもあります。農機具もトラクターと耕運機を所有、本人と奥さんが農作業に従事しているということでもあります。

場所でございますが、位置図をご覧くださいますと、譲受人の母屋に隣接している農地になりまして、そちらを取得するということでもあります。次に、法務局の登記簿謄本で面積、現在の所有者等確認できると思います。最後に、法務局備え付けの公図の写し添付してありますので、ご確認下さい。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、紹介委員の本多 孝幸 委員より説明を求めます。

6番 本多 孝幸 委員

ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、11月7日に事務局と現地の確認をしてきました。今ほど事務局が言われたとおり、母屋の西側に隣接している農地ということで、譲受人が出入りするのがその土地を通らないとならない土地になっていて、これまで苦労してきたようです。今回取得することによって、自分の土地にもスムーズに行けるということで、当人同士で話が進んだと聞いております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について 質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 協議事項 1.「令和6年度磐梯町農業施策に関する意見書」について
事務局に説明を求めます。

事務局

では、次に協議事項 1.「令和6年度磐梯町農業施策に関する意見書」について説明いたしますので、タブレットとペーパーの資料をご覧くださいと思います。

こちらは毎年、町長へ農業委員会から提出している意見書になります。今年も提出していきたいということで内容について皆さまにご確認いただきたいと思いますのでよろし

くお願いいたします。

まず、表紙の次が、令和6年度農業施策に関する意見書ということでございます。

「現在、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増大等様々な課題を抱えている中、農業・農村の活性化を進めていき、持続可能な農業構造の確立を図るため、町農業の一層の振興に向け、令和6年度の磐梯町農業施策について農業者を代表して意見致します。」ということで、次のページからが意見書の内容となります。

まず、1. 担い手への農地集積についてです。こちらは、・・・・・・となります。

次に、2. 遊休農地の解消についてです。こちらは、・・・・・・となります。

次に、3. 新規就農者の育成・支援についてです。こちらは・・・・・・となります。

最後に、4. 農業振興全般についてです。こちらは・・・・・・となります。

以上が、農業委員会から町へ提出する意見書の案でございます。皆さまからの意見を頂戴して検討していきたいと思えます。なお、意見書の提出は12月6日を予定していますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ただいまの件について、質問・意見ございませんか。

5番 田中 茂 委員

意見というか要望になります。磐梯町荒廃農地再生事業補助金の在り方ですが、今までどのくらいの面積が行われたのか教えてください。農業公社ができましたので、個人のものまたは地区において自分の土地については補助金が対応されていませんでした。できれば、個人の土地も何かの部分を補助してもらえればと思います。

事務局

1点目の荒廃農地再生事業のこれまでの実施面積ですが、後ほどお答えしたいと思います。今年度については事業の申請がございませんでした。昨年までで4件の申請がございました。事業実施も今年で3年目なので制度の見直しを行っていこうと考えておりましたので、来年度に向けて見直しをしていきたいと考えております。

次に、委員が言われるとおり、自分の土地は対象にはならないということです。農地を借りて再生していく部分にしか補助金は対象にはならないということでしたが、例えば、町の振興作物を耕作するという条件で所有地も対象にしてはどうかということも考えているところですので、委員の皆さんのご意見も踏まえて検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

12番 加藤 健一 会長

農地の畦畔がイノシシの被害にあっているが、その部分も含まれているのか。

事務局

畦畔の掘り起こしが町内各地でございます。その鳥獣対策として、イノシシアウトという忌避剤を町の方で試験的に提供しながら検証してきているところですが、今年からヒトデも予算の範囲内で購入して対応しているところです。今のところ、イノシシアウトよりは効果があるのではないかという見方をしております。

そんな中で、町内の集落協定においては中山間の共同活動の経費の中で購入して対策をしていこうという地区もございますので、効果があれば町の方でも対応していきたいと考えております。ただし、高価なので予算の範囲内になると思いますが、集落の中で対策を考えていただきながらということになると思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

農地利用最適化推進委員 2番 鈴木 賢昭 委員

今の〇〇地区の状況をお話ししますと、東側の地域で段々の田んぼになっているところで、その水は北堰から引っ張っていますが、北堰の側溝のほとんどは土側溝で田んぼまで水が行き届かない。中山間直接支払制度で少しずつは直していますが、〇〇〇土地改良区に対応はできないのか言ったところ、補助金を使って直しているのに更に補助金が必要なのかと言われた。町の方では何か補助はできないのかお聞きしたい。

事務局

その内容については、今回の要望としては入っておりませんが、それぞれ土地改良区主体の事業も行っております。そこに対して町も2割の補助をしながら行っているところもあります。中山間直接支払ですと、大体半分くらいが共同作業になるので、水路等の改修費への捻出は難しいかと思います。他には多面的機能支払交付金事業で施設の維持管理を含めて、改修に充てられますので、集落で事業取組みも検討してはどうかと思います。

農地利用最適化推進委員 2番 鈴木 賢昭 委員

地区では多面的機能も取り組んでいるが、金額が少ないために用水路補修まではできないのでそのあたり何とかならないのかと思います。

事務局

あとは、集落で無理であれば、広域化した場合に交付金の増額もあるので、いろんな事業を検討しながらになりますが、その場合は町の負担分も発生します。町の補助金ではなくて交付金の中で国1/2、県1/4、町1/4の負担になります。補助金で確保しようとなると、町の財政も厳しいわけで義務的な負担については町の方でも対応せざるをえないので、事業を検討しながら、まずは地区の方で検討いただければと思います。

議長

他に、質問・意見ございませんか。

11番 田中 重博 委員

「1. 担い手への農地集積について」と「3. 新規就農者の育成・支援について」の農

業者の確保・育成のところで、中堅や若手の農業者で町の認定農業者会にみんな加入しているのか。

事務局

認定農業者の認定を受けた方は、加入していただいておりますが、年度途中での認定の方であれば、次期総会の時に加入となります。

11番 田中 重博 委員

認定農業者でも新規就農者でも担い手には変わりはないから、色々分けて書かれているがその辺整理できないかと思う。

あとは、農業公社についてですが、6月にスタートしているのに未だに何をしているのか見えないし町民が把握しているのかわからない。出口戦略や農業振興による地域活性化の取り組みにどこまで農業公社が関わる青写真があるのか。今後は特定地域づくり事業協同組合で雇用するということになると思うが、具体的に何をやるのか、儲かる農業のために販売戦略を指導するのか、内容をもう少し整理してはどうか。

事務局

農業公社につきましては、具体的な動きが見えないということですが、今年度、生産者支援と販売促進の両面で支援を行っております。生産者支援については、いわゆる公社米と言われるふるさと納税関連の米の価格支援をしております。また、磐梯さとやまの恵みのブランドの生産者支援も行っております。販売促進につきましては、6次化商品の開発ということで取り組んでおりまして、今年の夏の高温により胴割れ米の規格等級外の米が出てきた。その販売に向けて取り組んでいるということです。11月4日の磐梯さとやまの恵み市においても、町内向けに販売しながらPRをしてきたところであります。

また、廃棄される出荷できないトマトについても、それを使ってトマトドレッシングを開発して、こちらは生産者の方が販売できるような形での支援、その容器やラベルを作成する支援を行っております。加工ではなく、これまで捨てていたものを活用していこうという循環型農業の促進を進めて、公社で関わっていこうということで始めております。

他の農業公社については、農業生産法人の枠組みの中で、農地を買ったり借り受けてたりして作業をしていくというイメージかと思いますが、磐梯町においては、ばんだい振興公社の一事業部門でスタートしておりますので、まずはそういった取り組みから始めておりまして、ゆくゆくは農業生産法人の活動を見据えて進めておりますが、まだ社員等人手がありませんので、それを特定地域づくり事業協同組合で賄っていこうということになります。こちらは一人の雇用した社員について、例えば春から秋について農作業、冬期間は酒蔵で働いてもらおうということで、年間継続しての雇用ができる体制に対して国の補助金が交付されますので、併せて進めていこうと考えております。

11番 田中 重博 委員

特定地域づくり事業協同組合は公社で作るのか。

事務局

特定地域づくり事業協同組合は、そこに賛同してくれる色々な企業が入ってもらうことになります。その発起人がばんだい振興公社が担う形が一番いいのかと考えております。そこに、例えば、町内の酒蔵さんや商店さんやペンションさんの働き手を要望する。他にも町内の農業生産法人も参画してもらえればと思いますし、忙しい時に上手に雇用していただいて、空いている期間を他の仕事に対応して、その人年間雇用できれば町内にも残っていただけることにもなるのかと思います。町外から来ていただいても社員として雇用できるので、町内の働き場所を確保しながら、企業側は季節的な雇用が可能になる形になります。

11番 田中 重博 委員

年間雇用もあるが、自分たちのほ場と農産物がきちんと作ればいいわけで、そのために問題は何かという、コストの問題や人手の問題、その辺にどの程度関わってくるのかということです。その辺の話を私と会長で町長に言っていかないといけない。儲かる農業と言っても、儲かる前に自分たちが継続してやれる農業を訴えていかなければいけないのではないと思う。

事務局

儲かる農業の部分がクローズアップされていますが、意見書にも書いてありますように農業経営継続のサポートと儲かる農業の2つの軸があります。当然、今農業経営されている方がそのまま継続発展していけるか支援も考えていかななくてはいけない。儲からなければ農業も継続できないということで、そのような支援をしていこうということです。これから町内の農業生産法人とも意見交換をしながら、町の公社で連携していきたいと考えております。以上です。

議長

色々な意見が出ましたが、この意見書で提出してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局

先ほど田中 茂 委員の方からの質問で荒廃農地再生事業の実施面積は13,384㎡となります。意見書については、再度精査させていただきますので、他にもご意見あれば今月中に事務局までお願いいたします。

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、2.「令和6年度磐梯町農業施策に関する意見書」について 承認することに決定いたしました。

議長

日程第5 協議事項 2. 令和6年度農作業労賃および各種加工料金協定表・賃借料情報(案)について 事務局に説明を求めます。

事務局

では、次に協議事項 2.「令和6年度農作業労賃および各種加工料金協定表・賃借料情報（案）」について説明いたします。また、タブレットとペーパーの資料をご覧いただきたいと思います。

こちらは、来年1月に発行するため、今回11月定例会で検討いただきまして、農業委員会だよりの発行と併せて全戸配布していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

こちらについてですが、JA農作業受託者会に今回の内容について確認したところ、特に意見ございませんでしたので、昨年と大きく変わったところはございませんが、通常作業が7,200円ということで、福島県最低賃金時給900円で昨年より若干アップして変更となっております。賃借料情報は、あくまで参考ということでご覧いただきたいと思います。説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの件について、質問・意見ございませんか。

3番 佐藤 栄祐 委員

先日視察研修で伺った会社では、賃借料は無料で行っているという話も聞きましたが、定額というのがなくなってきたのかと思いました。時代も変わってきて、安くなっていく傾向なのかと思います。著しく低い額というのも含めてもいいのかと。

5番 田中 茂 委員

今大変難しいところで、借り手側は賃借料を高くしてほしいが貸し手側は安くしたいというのが現実だと思いますが、育苗もハウスを新たに買ってまではやりたくないということかと思っています。農作業受託者会でも話し合いをしてJAも指導していかなければならないと考えています。その辺も含めて料金を定めていってもいいのではないかと思います。

8番 鈴木 康正 委員

地区で話していると、東中西の価格差で最低でも2,400円の差があり、今そんなに収量に差がないのに、何でこんなに差が出るのかという話になる。それならば、賃借料の料金設定をもう少し下げてもいいような気がします。

事務局

賃借料については、毎年議論いただいているところです。以前は、標準小作料で定めていましたが、その制度が廃止されて、参考の賃借料情報ということで周知しています。西部と東部・中部の価格差ですが、この辺は、標準小作料の頃からずっと踏襲されている部分になります。課税上の評価額につきましては差があり、実際にはこのくらいの差があるかどうかはわかりません。佐藤委員から出ました意見で、極端に高いもの、低いものを除いている件については、一番低いものは0円もあります。0円は除いたとしても、一番高いものも除いております。最近で言うと、西部の田んぼで15,000～16,000円もあったと思います。そのような賃借料は除外して平均額を出しています。

参考ということで出しておりますので、賃借料情報を出す必要があるのかという議論にもなると思いますが、あくまでも参考として提供しているということでお受けいただければと思います。以上になります。

3 番 佐藤 栄祐 委員

賃借料情報なので、最終的には両者の協議の上で決定してくださいということだと思います。今は買い手市場なのかと思いますが、時代でそうなってきたのかなと感じます。

5 番 田中 茂 委員

農業委員会では大幅に上がったたり下がったりしないように、受ける側も貸す側も安心してできるように共有していけばいいのではないかと思います。

6 番 本多 孝幸 委員

基本的なことだと思いますが、賃借料の平均額はどうやって算出しているのか。

事務局

昨年一年間の利用権設定の金額と面積で平均額を出しております。単に最低額と最高額というだけではなく、面積も加味しております。

3 番 佐藤 栄祐 委員

昨年もお話したかもしれませんが、色々な費用が上がっている中で作業労賃が上がらないというのはどうなのかと思います。例えば、田植えの密苗の場合など密苗の田植機や育苗の部分も載せたりしてもいいのかなと思いました。

6 番 本多 孝幸 委員

密苗の種まきのもみの量はどのくらいになるのか。

3 番 佐藤 栄祐 委員

300グラムくらいかと思います。密苗になったからといって種もみ量だけだから極端に金額が上がるというわけではないですが、育苗や田植えの時にどうなのかなと。

5 番 田中 茂 委員

色々な面で良いところもあると思いますが、農作業受託者会とも協議も話し合うことも必要だと思うし、そこまで農業委員会で示すかどうかということだと思う。

4 番 金田 未樹 委員

結局は、「当事者間で協議の上決定してください。」という部分が、時代によって機械が違うとか作り方が違うということや色々な場合があると思うので、そこに含まれているということを強調して理解してもらうことが必要かと思います。

議長

では、委員の皆さんから色々な意見が出ましたが、今後の参考として、来年度に向けて新しい技術や栽培方法が出てくると料金も変わっていくでしょうからこの内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

以上について、質問・意見無く、採決を諮り、異議なし多数のため、3. 令和5年度農作業労賃および各種加工料金協定表・賃借料情報（案）について 承認することに決定いたします。

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、12月20日に定例総会を予定しておりますので出席をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

日程第6 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からございませんか。

事務局

まずは、11月9日・10日に行いました「令和5年度福島県下農業委員会大会及び視察研修」について決算報告をしたいと思います。今回、県内の視察研修は4年ぶりの開催となりました。県下大会と視察研修合わせて10名の委員の方にお忙しい中ご参加いただきありがとうございました。2日目の視察研修は〇〇市〇〇町の「有限会社〇〇」さんを訪問させていただき、同じ中山間地域ということもあり参考になる部分もあったかと思います。その際の決算書はタブレットをご覧ください。来年度もこのような形で視察研修を行いますので、ご参加よろしくをお願いいたします。

次に、農業委員活動報告についてです。こちらは皆さんの日頃の農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を記録しておいていただくものです。こちらが、農地利用最適化交付金として委員の皆さんに交付されることとなりますので、今から活動を記録しておいてくださいますようお願いいたします。次に、全国農業新聞の購読についてです。以前もお話ししましたが、既存の委員の皆さんは購読されていると思いますが、新規の委員の皆さんには購読をお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

以上 よろしくをお願いいたします。

議長

他に、委員の皆さんから質問・意見ございませんか。

（質疑ありませんので）以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前10時40分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年11月20日

議長（会長）

署名人

署名人